

平成25年度（第7回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年10月9日（水）

第7回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年10月9日(水) 午前9時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第25号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

第27号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第28号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第29号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第30号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番 赤埴満夫 | 2番 岩谷吉啓 | 3番 岡田嘉治 | 4番 尾鷲壽夫 |
| 6番 吉川きり子 | 7番 小山喜行 | 8番 坂田莞爾 | 9番 阪田洋好 |
| 10番 地當博巳 | 11番 芝崎憲年 | 12番 杉本正幸 | 13番 鈴木利朗 |
| 14番 竹田敏明 | 15番 角 是明 | 16番 中峰 聖 | 17番 中村省一 |
| 18番 西 謙讓 | 19番 西 豊 | 20番 東地寧司 | 21番 平崎茂樹 |
| 22番 吉井孝夫 | | | |

欠席委員

なし

出席した職員

森嶋・松山

会議に入る前に、事務局から各委員に対して、本日午後から予定していた那智勝浦町での農業委員会研修会は、台風接近のため延期となったことを報告。

議長 皆さんおはようございます。
それではただいまから、平成25年度第7回串本町農業委員会定例会を始めます。

本日欠席届の出ている委員はございません。本日の会議録署名委員は、22番の吉井委員、1番の赤埴委員を指名します。本日の議案は10件となっております、どうぞよろしくお祈いします。議事に入る前に議題について異動がありますので、事務局から報告致します。

事務局 本日本定していた議案第33号及び議案第34号について、受付における申請方法に疑義があり確認を行う必要が出てきたため、この2つの議案を今回は取下げさせて頂きたいと思ひます。申し訳ございませんがよろしくお祈いします。

議長 それでは早速議題に入ります。議案第25号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

東地委員 20番、東地です。

議長 20番、東地委員。

東地委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

平崎委員 21番。

議 長 21番、平崎委員。

平崎委員 今回町の方へ寄付したいという事だが、町もこれは了承しているのか。

議 長 事務局。

事 務 局 図面の地図で言いますと右側の空白の部分なんですけど、こちらが町有地になります。町有地と申請地は境界が分からず一体となっている状況で、全て駐車場として利用されているような状況です。現在の所有者の方は串本町とはゆかりのない方に相続されてしまっており、今回寄付したいということで申請に至っており、町も了承しております。

平崎委員 以前に私の地区でも町へ寄付したいという話が出た時に、町は管理費用がかかるということで、寄付を断られたことがあった。町は寄付するといってもなかなか寄付を受けてくれないケースがあると思うが。

事 務 局 ケースバイケースだと思います。町に寄付したいという申し出も最近多くて、総務課の方で対応に苦慮している部分もあるかだと思います。その土地が町として利用の用途があれば寄付を受けることもあるかと思いますが、おっしゃられるように管理費用だけがかかるということであれば原則寄付はお断りするだろうと思います。今回につきましては、現実には町の土地と一筆のようになっていて、特段管理費用というものもないので、寄付を受けることになったんだと思います。

議 長 他に質疑ありませんか。

無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次にまいります。議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

岩 谷 委 員 2番。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 申請理由をみると父所有の土地をとありますが、譲渡人は喜代美さんとなっていますがどういうことですか。

西 委 員 喜代美さんとは父親です。良子さんが娘さんです。

議 長 他にございませんか。

坂 田 委 員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂 田 委 員 これは以前除外の申請が出てきておりました。もうその時に一括してなぜ通さんのかなという話もしました。何ら問題ないと思います。

議 長 他にございませんか。無いようですのでここでお諮りを致します。本案については原案通り承認可決することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。

議案第27号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西委員 19番、西です。

議長 19番、西委員。

西委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議長 なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。
議案第28号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西委員 19番、西です。

議長 19番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

坂 田 委 員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂 田 委 員 これは水田でなくて野菜を作るということで、2毛作ということで、農地法の施行令だったかと思うが、花や野菜とかの集約栽培の場合、農地法上
の下限面積は関係ないと思いますがどうでしょうか。紀伊半島で野菜作るとなると1年に1回ではなくて2回以上するということになり、そうなると集約栽培になると思うんですが、その場合はその条項を適用して下限面積は関係ないと思うんですが。

事 務 局 すいません、勉強不足ではっきりとしたお答えはできません。
下限面積に関しては50aという部分を、地域の実情に応じてということで、串本町では10aに緩和しています。

坂 田 委 員 また勉強しといてください。以前にそういった質問を県にしたら、草花等の集約栽培とは、施設栽培のことだと思っ
といてくれというような回答があった。

議 長 他にございませんか。この議案についての質疑はありませんか。

吉 井 委 員 22番。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 公図でみると、1656と1659の間に1635という小さな土地があります
ますが、これはどうなっているんですか。

事 務 局 これについては、現地調査でも確認できておりません。また確認して
おきます。

議 長 他に質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。議案第29号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

赤 埴 委 員 1番、赤埴です。

議 長 1番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

西 委 員 18番。

議 長 18番、西委員。

西 委 員 本人の申請目的というのは何ですか。

赤 埴 委 員 今のところ全然目的ございません。昔は少し売ろうかという話もあったようですが、その話しも消えていって。

西 委 員 あともうひとつ、原野化といえほどの程度ですか。

赤 埴 委 員 木が生えている程度。小さな木、灌木が生えている程度です。

議 長 他に質疑ございませんか。無いようですので、お諮りを致します。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。
議案第30号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。
杉 本 委 員 12番、杉本です。

議 長 12番、杉本委員。

杉 本 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。
議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

杉本委員 12番、杉本です。

議長 12番、杉本委員。

杉本委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議長 なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議長 13番、鈴木委員。

鈴木委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございま

せんか。

岩谷委員 2番。

議長 2番、岩谷委員。

岩谷委員 譲受人はハウスで何を作る予定ですか。花とかいちごとか。

事務局 提出されている営農計画書ではいちごを栽培されるという事になっています。

議長 他にございませんか。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 先程質問した集約栽培についての件は、こういったケースについてのことなんです。以前県と協議したときに、集約的に栽培されるというのは、ハウス栽培のことだというような解釈があった。施設栽培やったら構わない、下限面積は撤廃してやれるのではということです。

議長 事務局どうですか。

事務局 又いろいろと教えて頂きながら、確認させて下さい。

議長 よろしいですか、他に質疑ございませんか。質疑がないようですので、お諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。以上を持ちまして、本日本日予定しておりました議案は全て終了致しました。

次にその他にまいります。事務局何かございませんか。

事 務 局 特にありません。

議 長 事務局から特にないということで、何でも構いませんので、委員の皆さんから何かございませんか。何でも構いません。

~~~~~各委員から日頃の農業委員活動等について、意見交換を行う。~~~~~

議 長 それでは以上を持ちまして第7回串本町農業委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

午前11時00分 定例会終了